

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I 教育研究等の質の向上の状況 (IV) 定員超過の状況</p> <p>【原文】 「○ 平成21年度において教育学研究科の定員超過率が130%を上回っていることから、今後、入学定員の見直しを含め定員超過の改善を行うことが求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 1. 原文に記載されている内容は、「平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書 ○別表2（学部、研究科等の定員超過の状況について）（平成21年度）」に示されているとおりであるが、定員超過率が130%を超える状況は平成21年度に限り生じているもので、平成16～20年度の5年間は92.7%～114.4%の適正な範囲を保っていることから、中期目標期間全期に係る評価結果としては適切ではないと考える。</p> <p>2. また、平成21年度より定員超過率が130%を超えることになった要因としては、①中期計画に掲げた「多様な型の教員養成を行う」ための取組として平成17年度から教員養成大学・学部以外からの大学卒業者が小学校教員免許を取得できるように設置した「小学校教員免許取得コース」の入学者（修業年限3年）が増えたこと、②土曜日や夜間なども授業を開講するなどして社会人の積極的な受け入れを図ったことで、</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 定員超過については、適正な教育研究環境を保持する観点から、その状況を確認し、必要に応じ指摘しているところである。意見のとおり理由があることは承知しているものの、今後、定員超過が続き、適正な教育研究環境が保持されず、教育研究の質の低下が生じる可能性が必ずしも否定できないことから、定員の見直しを含めた適切な管理を行うことが求められるため。</p> <p>なお、定員超過の算定方法は、「国立大学の学部における定員超過の抑制について（通知）（平成20年2月14日）」に準じて算定している。</p>

通常の修業年限を超える長期履修学生（修業年限3年又は4年）の人数が増えたこと、③平成20年度に教育実践研究科（教職大学院）の創設に伴い入学定員を振り替え、本研究科の入学定員を50人減らしたことにより母数となる収容定員が減ったことによるもので一時的なものである。

3. なお、「小学校教員免許取得コース」の学生については、3年間の履修期間のうち単位修得の割合から言えば教育学部で単位習得する割合の方が多く、また社会人である長期履修学生については、2年間の履修内容を3年あるいは4年に分割して受講することから、教育学研究科で提供される教育の質の低下は生じていない。

以上の理由から、原文の削除を求めるとともに、定員超過の算定においては、特別な教育形態による長期在学者を控除するなど評価の判断の見直しを要望するものである。